

予決令第86条の調査について

- 1 本調査においては、次のような内容につき、調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する
 - (2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
 - (3) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
 - (4) 手持機械等の状況
 - (5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者
 - (6) 経営内容
 - (7) (1) から (6) までの事情聴取した結果についての調査検討
 - (8) (5) の建設コンサルタント業務等の成績状況
 - (9) 経営状況
 - (10) 信用状況
 - (11) その他必要な事項

- 2 1の調査を行うに当たり、調査対象者は、地方整備局長等があらかじめ指定した期日（以下「提出期限」という。）までに、次に定める資料及びその添付資料を提出すること。なお、提出期限は、事前に資料作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、地方整備局長等が適切に設定する。
 - (1) 当該価格により入札した理由（様式1）
 - (2) 入札価格の内訳書（様式2）
 - (3) 当該契約の履行体制（様式3）
 - (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況（様式4）
 - (5) 配置予定技術者名簿（様式5）
 - (6) 手持機械等の状況（様式6）
 - (7) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式7）
 - (8) 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類
 - (9) その他地方整備局長等が必要と認める事項【(6) にあつては、測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。】

- 3 2の資料の提出後、速やかに、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するため、調査対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は、調査対象者に追って通知する。

- 4 3の事情聴取後、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するため、地方整備局長等が必要と認めた場合は、追加の資料提出を求めることがある。なお、その内容については調査対象者に追って通知する。また、提出期限

については、事前に資料作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、地方整備局長等が適切に設定する。

- 5 調査対象者は、2及び4の資料のほか、必要と認める任意の資料をあわせて提出することができる。
- 6 本調査については、最低の価格又は価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者のほか、複数の者について並行して行う場合があるので、調査対象者は協力すること。
- 7 調査対象者が本調査を経て契約を行った後に、虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 8 本調査で提出された資料等は、契約締結後に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては監督職員。以下同じ。）に引き継ぐとともに、調査職員が業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表）の内容のヒアリングを行った結果、それが本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 9 本調査を経て契約を行った業務については、業務コスト調査等を行う。
- 10 本調査の結果は、本地方整備局のホームページにおいて公表する。

【以下、様式1～7及び作成要領を添付】